平成２９年（フ）第１９９２号
愛知県春日井市藤山台４丁目１番地１　409号棟102号室
債務者　逆瀬川　恭
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９９７号
名古屋市緑区桶狭間1501番地　リラクシングライフ、従前の住所愛知県東海市高横須賀町５丁目18番地
債務者　横地　安子
法定代理人成年後見人　特定非営利活動法人知多地域成年後見センター
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３３号
三重県鈴鹿市神戸７―10―21　レオパレス鈴鹿202号室、住民票上の住所三重県度会郡大紀町滝原1386番地５
債務者　鈴木　克行
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３６４号
滋賀県甲賀市水口町水口610番地25―207号
債務者　鈴木　正廣
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７５号
滋賀県彦根市小泉町270番地３（101号）、前住所愛知県豊川市本野町西浦52番地の３　スターフィールド１番館102号
債務者　久森友加里
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第２８０号
兵庫県伊丹市稲野町７丁目59番地１
債務者　新田　弥生
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３００号
兵庫県伊丹市高台３丁目70番地　サニーハイツ高台Ｂ棟301号
債務者　山本　惠子
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２２５号
奈良県北葛城郡河合町大字大輪田1575番地１ビューハイム生駒103号
債務者　坂倉　慶彦
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２３３号
奈良県大和高田市甘田町11番32号
債務者　大武　幸恵
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２３７号
奈良県御所市296番地の12
債務者　吉田　和幸
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２５４号
奈良県橿原市川西町163番地の２　橿原県営住宅Ｃ２棟303号、前住所奈良県香芝市狐井126番地１　大森荘106号
債務者　吉田　幸亮
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２５９号
奈良県御所市大字櫛羅296番地の８
債務者　河野富士夫
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２６０号
奈良県御所市大字櫛羅296番地の８
債務者　河野　善美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
和歌山県田辺市芳養町2711番地の１
債務者　成瀬　久豊
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第９４５号
（前住所）広島市西区南観音２丁目３番32―303号
債務者　亀井　俊樹
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３９号
広島県三次市畠敷町1135番地１　コーポ花の樹205号
債務者　成相真由美（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第１４４号
山口県下関市横野町３丁目15番10―306号　ケアハウスオリーブ
債務者　藤原　　緒
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係